お寄せいただいた意見 市の考え方(対応) 第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 教育機関、市民活動団体およびボランティアの役割を明 記し次のとおりとする。 (3)教育機関は、その管轄する施設等の安全性を確保するとと ご意見にあります教育機関の役割 もに、児童等が災害において、自分の安全を確保するため については、 当該機関が実施すべき の適切な対応ができるよう、それぞれの発達段階に応じた 当然の対応であると考えます。また. 防災および減災に関する教育の実施に努めるものとする。 高等教育機関につきましては、市と (4)高等学校および大学等の高等教育機関は、その教育的立 しましても, 今後も一層の連携強化 場および専門的な見地から災害に強い安心で安全なまち に努めてまいります。なお、民間団 づくりへの調査、研究およびこれらの成果を地域におけ 体およびボランティアにつきまして る防災および減災活動に活用し、普及できるよう努める は、防災活動を推進するうえで、そ の役割が非常に大きなものと考えて ものとする。 (5)市民活動団体およびボランティア団体は、組織力および いますので、ご意見の趣旨を踏まえ ネットワークを活用し、自分たちの活動の中で防災およ て項目を追加します。 び減災の活動に取組むよう努めるとともに行政の活動を 補完する活動に努めるものとする。また、産学官が各自 でまたは相互に連携して行う防災および減災活動に積極 的に参加するものとする。 第2編第1章第2節第1項 市地域防災計画には市の災害対策 1 市職員に対する教育 の基本的な方針と対応を示していま 防災体制での行政の体制強化を図るため、「危機管理課」 す。危機管理体制の強化について重 を設置するべきなので、次のことを地域防災計画上に記載 要なものであることは当然ですが. 危機管理体制の強化と組織体制の変 「総務課」を他市の「危機管理」部門に倣い、この部門を 更は別の課題であると考えています。 昇格させ「危機管理課」とする。 児童生徒に対する防災教育とは. 第2編第1章第2節第1項 防災訓練を含めた教育となります。 2 小・中学生児童生徒に対する教育 なお、(2) および(3) については、児 文章中の「指導」の後に「・訓練」の文言を入れ、児童 童生徒に対する避難時の行動訓練に ついて明確にするため、ご意見のと 生徒に行動を身に付けさせることが肝要である。 おり修正します。 市地域防災計画は防災に関する事 項を定めるものです。用語については 第2編第1章第2節第1項 「災害時」のままとすることが適切と 3 市民に対する普及啓発 「(4)災害時の家庭内の連絡体制の確保」この項は、家庭内 考えます。なお、掲載箇所については、 で必須の要件であるため、「災害時」を「緊急時」と改訂し、 ご意見のとおり、最初に各家庭で考え (1)のアとして挿入する。 ていただく項目と考えますので、ご意

見の趣旨を踏まえて修正します。